

くらしの安心情報

情報ファイル NO.11

平成19年3月9日

電話で展示会に呼び出されて、80万円の毛皮のコートを買わされた。

被害内容

【相談者 20代男性】

昨日、知らない女性から「アンケートに教えてください」と電話があり、話が進むうちに、コートの展示会に誘われ、出かけました。そこで長時間にわたる勧誘を受け、断りきれずに80万円の毛皮のコートを購入しましたが、高額なので解約したいのですが？

対処方法

- ・若者に多い消費者被害の一つに、事例のような、販売目的を告げずに電話等で呼び出して契約させるアポイントメントセールスという手口があります。
- ・これは訪問販売に該当し、契約書面を受取った日の翌日から8日間はクーリング・オフできますので、解約書面を発信するよう助言しました。
- ・知らない人からの誘いの電話は、はっきり断りましょう。
- ・呼び出されても、行かないことです。
- ・一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村窓口、消費生活センターにご相談ください。

展示会？
行ってみよう
かなア～



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL:076-432-9233 (消費生活相談) 076-433-3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・金融相談)